

中核市市長会議

〔平成30年8月〕

(配付資料)

日 時 平成30年8月22日(水)

13:30～14:30

会 場 都市センターホテル

5階 オリオン

<目 次>

- (1) 「大阪北部を震源とする地震」被災地に対する中核市市長会の
対応等について P 1
- (2) 「平成30年7月豪雨」の被災地に対する中核市市長会の
対応等について P 2
- (3) 平成30年度プロジェクト活動報告について
 - ① 幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト P 5
 - ② 地方への人材還流プロジェクト P 14
 - ③ スポーツを核としたまちづくりプロジェクト P 15
- (4) 公立学校施設整備（空調設備）財政支援の拡充に関する
緊急要請について P 16
- (5) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について ... P 18
- (6) 地方分権改革に関する提案募集について P 19
- (7) 税制改正要望について P 20
- (8) 平成30年度指定都市市長会及び全国施行時特例市
市長会との連携事業について P 22
- (9) 「中核市サミット2018 in 倉敷」開催の中止について ... P 24
- (10) 「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」 P 25

【議事 1】

「大阪府北部を震源とする地震」被災地に対する
中核市市長会の対応等について

1 地震の概要

発生日時	平成30年6月18日(月) 午前7時58分34.1秒
震央地名	大阪府北部(緯度34°50.6'N 経度135°37.3'E)
深さ	13km
マグニチュード	6.1
最大震度	6弱:高槻市、枚方市 5強:豊中市 5弱:大津市、尼崎市、西宮市

2 人的被害・住家被害の状況(震度5弱以上の市について記載)

【8月14日に各市へ確認した時点の状況】

市名	人的被害(人)		住家被害(棟)			
	死者	負傷者	全壊	大規模損壊	半壊	一部損壊
高槻市	2	40※	8	0	176	16,950
枚方市	0	23	0	0	8	4,965
豊中市	0	39	3	1	26	2,082
大津市	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	17	0	0	0	0
西宮市	0	6	0	0	0	61

※高槻市の負傷者数は救急搬送人数を計上

3 職員派遣の状況(中核市災害相互応援協定に基づく職員派遣)

派遣先	派遣元	人数(人/日)	派遣期間	業務内容
高槻市	姫路市	2	7/3~7/6 7/9~7/13	被災建物等の調査
	和歌山市	2	7/9~7/13	
	倉敷市	2	7/3~7/6	
	呉市	2	7/3~7/6	
	福山市	1	7/3~7/6 7/9~7/13	
延べ人数		53人		

※「近畿・中国ブロック」からの派遣

【議事 2】

「平成30年7月豪雨」の被災地に対する中核市市長会の対応について

1 人的被害・住家被害の状況（平成30年8月20日現在）

市名	人的被害		住家被害				
	死者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
岐阜市						1	16
高槻市			1				
姫路市							5
奈良市						1	3
和歌山市			3			125	305
鳥取市						3	27
倉敷市	52		4,043	965	438		1
呉市	24	1	260	796	1,069		638
福山市	2		14	73		1,164	914
下関市					4	14	61
松山市	4		14	23	18	34	354
久留米市						423	1,011
長崎市			1				
佐世保市					4	4	16
鹿児島市	2		1				

※人的被害のうち重傷者、軽傷者は省略しております。

2 避難所の状況（平成30年8月20日現在）

市名	開設数	世帯数	避難者数
倉敷市	36(10)	465	1,185(22)

※（ ）内は福祉避難所でうち数

3 物資支援の状況

会員市のプッシュ型単独支援を始めとして中核市市長会から物資支援を実施

- ・ 7/9 呉市から衛生用品等の物資支援の要請 ⇒松江市、下関市に要請

【別紙1】

4 職員派遣の状況

会員市のプッシュ型単独支援を始めとして中核市市長会から職員派遣を実施

- ・ 7/13 倉敷市から物資管理に係る職員派遣（10名）の要請 ⇒奈良市に要請
- ・ 7/17 倉敷市から避難所運営、廃棄物受入調整、物資管理等の職員派遣（76名/日）の要請 ⇒大阪北部地震及び平成30年7月豪雨の被災地を除く中核市に要請
 ※7/23から順次、避難所運営等の業務に配備（8/31まで継続予定）
- ・ 7/18 倉敷市から避難所運営、物資管理等の職員派遣（4名）の要請 ⇒高知市に要請

【別紙2】

5 その他の支援の状況

国の対口支援や関西広域連合、県、個別の災害応援協定に基づく職員派遣により避難所運営等の応援を実施している。また、国の応援スキームに基づき、消防職員や保健師の派遣、給水車及び水道職員の派遣が行われている。

○物資支援の状況

受援団体名	応援団体名	支援日	支援の内容	
倉敷市	高松市	7/7	ゴムボート 2 艇 ライフジャケット 10 着	
	尼崎市	7/8	飲料水 2,040 本 マスク 4,000 枚 おしりふき 440 パック	
		7/16	土のう袋 3,000 袋	
	豊橋市	7/8~10	毛布 1,000 枚 ビスコ 600 食 梅がゆ 1,500 食 乾パン 600 袋 飲料水 (500ml ペットボトル) 1,080 本	
		7/9~13	トイレ衛生セット 1,000 セット こども用おむつ (テープタイプ M) 768 枚 こども用おむつ (テープタイプ L) 1,080 枚 こども用おむつ (パンツタイプ M) 464 枚 こども用おむつ (パンツタイプ L) 352 枚 生理用品 1,728 個	
	高槻市	7/8	アルファ米 1,000 食 飲料水 (2L ペットボトル) 900 本	
		7/9	エタノール (1ℓ) 200 本 ウェットティッシュ 1,200 袋 タオル 約 280 枚 こども用おむつ (S) 630 枚 こども用おむつ (M) 720 枚 こども用おむつ (L) 420 枚 サージカルマスク 4,000 枚	
		7/16	土のう袋 5,200 袋	
		7/9	飲料水 (3.50l ペットボトル) 3,200 本 アルファ米 7,000 食 生理用品 2,400 枚 フェイスタオル 3,398 枚	
	岡崎市	7/15	土のう袋 13,000 袋	
	大津市	7/10~16	肌着セット 200 セット	
	呉市	横須賀市	7/25	土のう袋 11,000 袋
			7/11、12	土のう袋 約 2,900 袋 軍手 約 2,900 双 非常用ビスケット 2,000 食 飲料水 (500ml ペットボトル) 約 2,500 本
		下関市【中】	7/11	アルファ米 500 食 生理用品 1,120 枚 大人用おむつ 486 枚
松江市【中】		7/11、12	マスク (大人用) 27,000 枚 マスク (こども用) 16,800 枚 こども用おむつ (M) 304 枚 こども用おむつ (L) 280 枚 大人用おむつ (L~LL) 512 枚 大人用おむつ (L) 270 枚 大人用おむつ (M) 480 枚 おしりふき 2,880 枚 生理用品 154 枚	
佐世保市		7/12	飲料水 (500ml ペットボトル) 約 4,000 本	
富山市		7/12、13	毛布 1,000 枚 飲料水 (500ml ペットボトル) 10,080 本	
枚方市		7/14~16	野菜ジュース 1,200 本 飲料水 (500ml ペットボトル) 1,200 本 台所用ラップ 600 本 消毒液 240 本 土のう袋 2,000 袋	

※【中】は被災地からの応援要請に基づき中核市市長会として応援したもの。

○職員派遣の状況（派遣先：岡山県倉敷市）

	都道府県名	市名	人数(人/日)	派遣期間
北海道・東北・関東ブロック	北海道	函館市	2	7/23～8/31
		旭川市	2	7/23～8/31
	青森県	青森市	2～4	7/25～8/30
		八戸市	1～3	7/25～8/31
	岩手県	盛岡市	2～3	7/25～8/31
	秋田県	秋田市	2～4	7/24～8/31
	福島県	福島市	2	7/23～8/31
		郡山市	2～4	7/23～8/31
		いわき市	2～3	7/28～8/31
	栃木県	宇都宮市	2	7/23～8/31
	群馬県	前橋市	2～3	7/23～8/31
		高崎市	2～4	7/23～8/31
	埼玉県	川越市	1～2	7/30～8/12、8/19～25
		川口市	1～3	7/23～8/31
		越谷市	1～2	7/23～8/31
	千葉県	船橋市	2～4	7/23～8/31
柏市		2～4	7/23～8/31	
東京都	八王子市	2～4	7/25～8/31	
神奈川県	横須賀市	2	7/23～8/19	
中部ブロック	富山県	富山市	2	8/13～19
	石川県	金沢市	2～3	7/24～8/31
	長野県	長野市	2～4	7/23～8/13
	岐阜県	岐阜市	2	8/6～12
	愛知県	豊橋市	2	7/23～29、8/20～26
		岡崎市	2	7/30～8/5
豊田市		2～4	7/23～8/31	
近畿・中国ブロック	滋賀県	大津市	2	7/24～8/31
	大阪府	八尾市	1～2	7/23～25、8/2～31
		東大阪市	1	7/31～8/31
	兵庫県	姫路市	2	8/3～7、8/11～15、8/19～24、8/27～31
		明石市	2	7/31～8/3、8/7～11、8/15～19、8/23～27
		尼崎市	1	7/25～8/31
		西宮市	1	7/25～8/31
	奈良県	奈良市	2～10	7/15～8/31
	和歌山県	和歌山市	2	7/24～8/31
	鳥取県	鳥取市	2	7/23～27、7/31～8/31
島根県	松江市	2	7/25～8/31	
山口県	下関市	2	7/30～8/31	
四国・九州ブロック	香川県	高松市	8	7/13～8/31
	高知県	高知市	4	7/20～31
	長崎県	佐世保市	2	7/25～8/31
		長崎市	2	7/23～8/31
	大分県	大分市	2	7/27～8/31
	宮崎県	宮崎市	2	7/23～8/31
	鹿児島県	鹿児島市	2	7/23～8/31
	沖縄県	那覇市	2	7/31～8/31
延べ応援人数見込み			3,405	

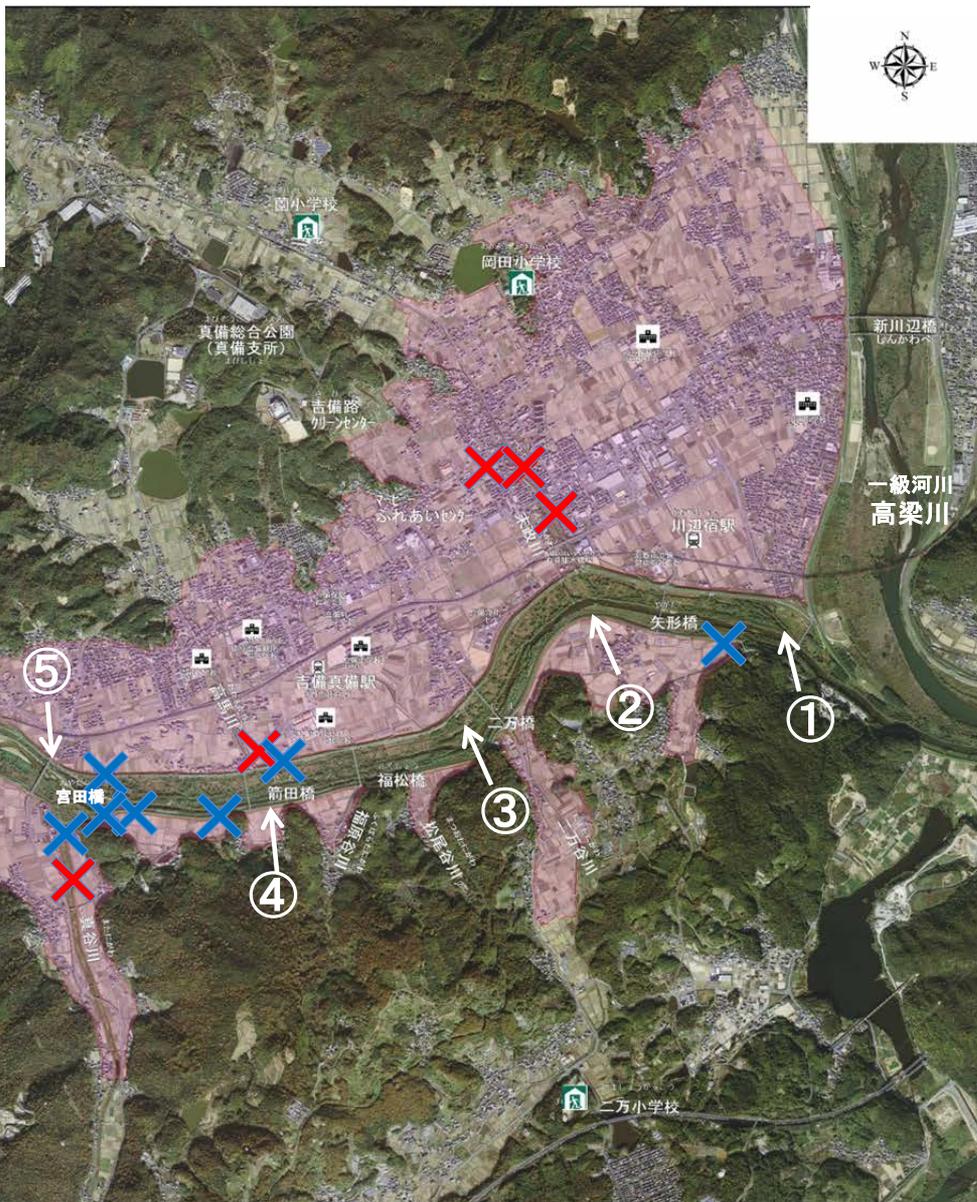
※この資料は、中核市市長会による職員派遣のみを整理したものであり、会員市単独のものや国の対口支援、関西広域連合、個別の災害応援協定による職員派遣、消防庁や厚生労働省等のスキームによる職員派遣は含んでおりません。

倉敷市真備地区被災状況

 浸水エリア

 河川被災位置(国)  河川被災位置(県)

※丸囲み数字は次ページの写真撮影位置



(8月14日現在
: 真備町)

被害状況

死者 : 51名
全壊 : 4,043棟
半壊 : 965棟
一部破損 : 438棟

救助された人数
: 2,350名

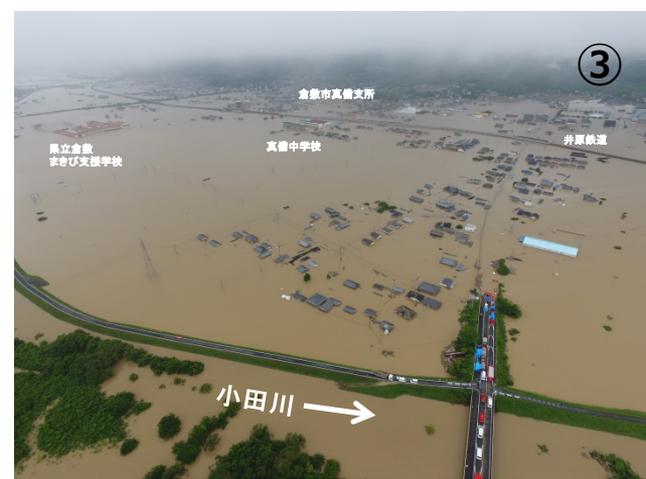
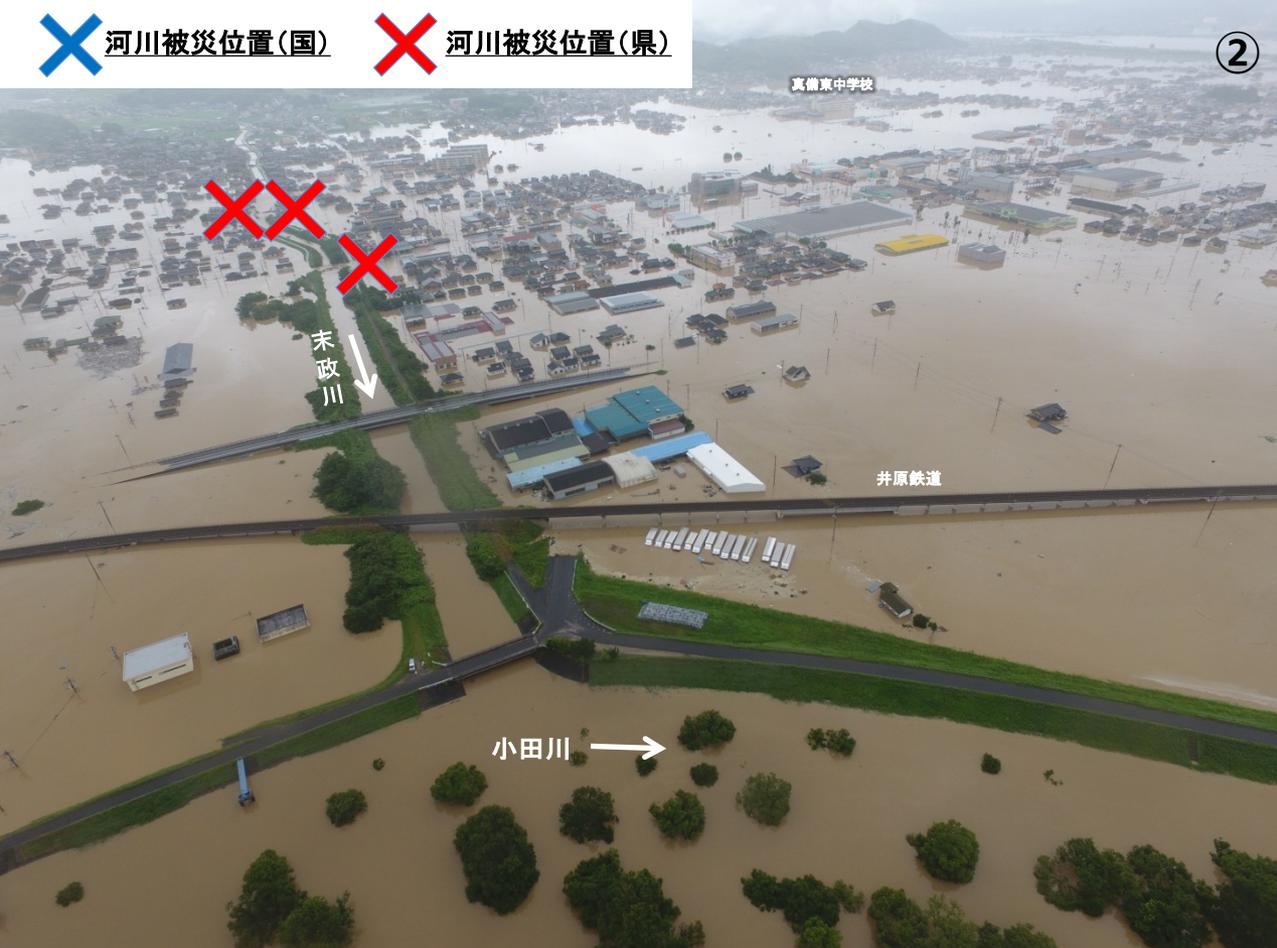




河川被災位置(国)



河川被災位置(県)



【議事 3-1】

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言

幼児教育・保育の無償化については、これまでも、消費税率引上げによる安定財源の確保を前提に、実効性ある取組を通じた待機児童の解消とあわせて実施する旨、地方から要望を行ってきたところである。そうした中、今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等（以下「認可外施設等」という。）も範囲に含め、平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされた。

これを受け、今後、幼児教育・保育の無償化の実施に取り組むに当たり、直接利用者や運営事業者と接する中核市として、次の点について緊急提言する。

- 1 認可外施設等の無償化に係るスケジュールの検討や具体的な制度設計に際しては、利用者や運営事業者と直に接している中核市と十分に協議し、その意見を反映すること。また、これらの検討に当たり、特に次の点に留意すること。
 - (1) 認可外施設等の運営や利用実態が多様であることから、利用者、運営事業者及び自治体に煩雑な手続を強いることがないような制度設計とすること。
 - (2) 無償化の実施に当たっては、システム改修や利用者・運営事業者への周知、認可外施設等の利用者に対する保育の必要性の認定など、体制の整備をはじめ膨大な準備の必要があることを踏まえ、自治体や運営事業者が万全な対応が出来るように早期に制度の詳細を示すなど、実施スケジュールに十分配慮すること。
 - (3) 特に中核市においては、新たな認可外保育施設の届出の際の実態の把握や、当該施設に対する指導監督等、更なる保育の質の向上に取り組まなければならないことから、これらに係る支援を行うこと。
- 2 幼児教育・保育の無償化について、消費税率引上げとあわせるべく平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされているが、入所事務の準備や申込み時期と重なる点のほか、利用者負担額の決定が例年 9 月に行われる点、消費税率引上げによる財源の確保に関して、市町村においては地方消費税交付金の性質上、当該引上げに係る歳入増が平成 31 年度中には見込めない点を踏まえると、平成 32 年度当初からの実施が望ましいこと。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に際しては、潜在的な保育需要の掘り起こしに対応する待機児童対策に係るものも含め、地方に新たな財政負担を生じさせることなく、必要な財源を確保すること。

平成 30 年 8 月 16 日

中核市市長会

平成30年度第2回
幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト会議
提言の方向性について（案）

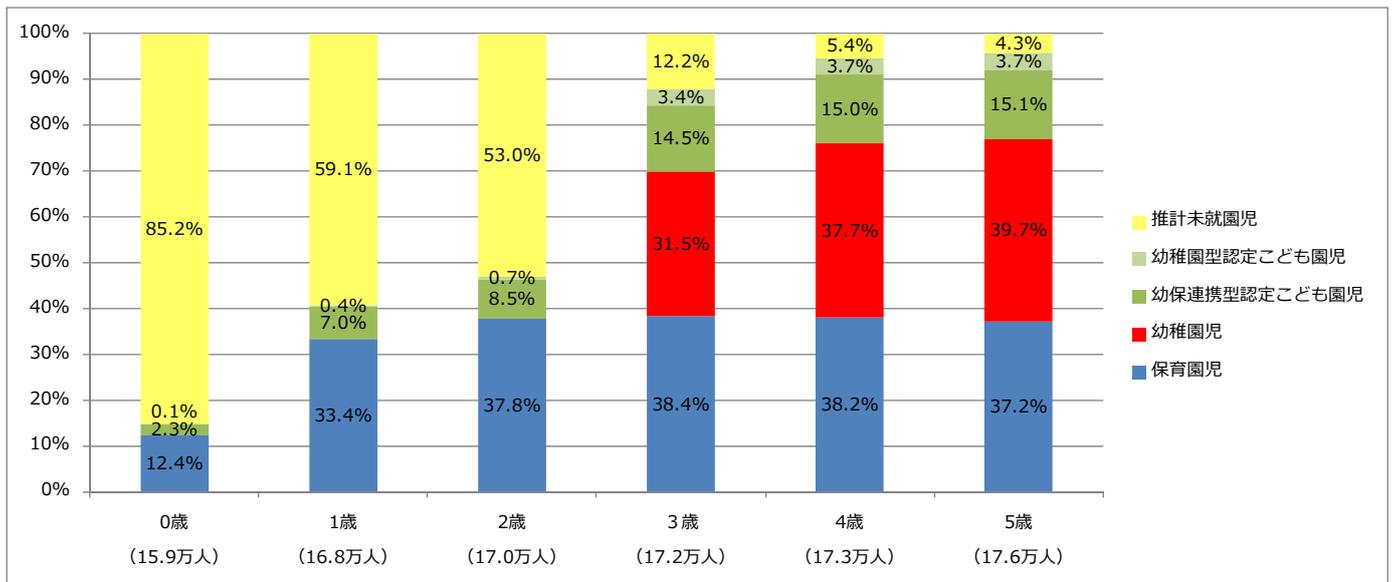
平成30年8月

尼崎市

本日のテーマ

1. 財源負担のあり方
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に向けた取組の一層の推進

中核市における保育園と幼稚園の年齢別利用者割合



★本集計は、国の「第1回幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の資料3、P.1で示されたグラフとほぼ同じ手法で整理している。

※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

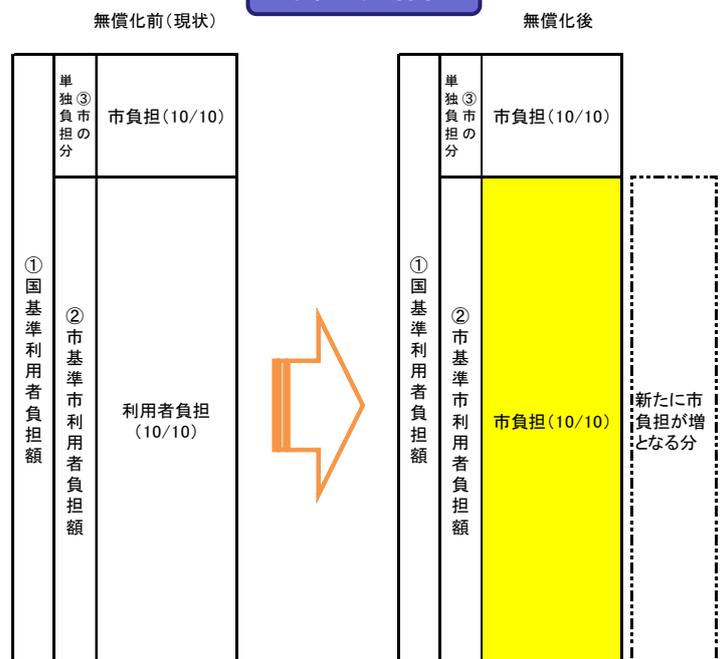
影響額試算における財源構成の前提条件（保育所の事例）

- 既存の財源スキームを前提にすると、**私立保育所の場合**、公費負担額を国：県：市＝2:1:1で負担することとなるので、**無償化が実施された場合、その影響も上記負担割合で分散する。**
⇒従って、これまで**市単独で軽減**をしていた部分についても、**国・県の財源が充当される**と考えられる。
- 一方で、**公立の場合**、全額が市負担（ただし旧国庫補助部分は普通交付税で密度補正）のため、**無償化の影響は全額市へ。**

私立の場合



公立の場合



中核市における幼児教育・保育の無償化に係る影響額（試算）

（単位：百万円、表示単位未満四捨五入）

	計算式	中核市合計	中核市平均
私立保育所	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 7,693	△ 142
私立認定こども園（2・3号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 3,025	△ 56
公立保育所・認定こども園等	市基準保育料	11,046	205
公立幼稚園	市基準保育料	1,972	37
新制度私立幼稚園（1号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	17	0
私学助成幼稚園（就園奨励費）	国基準一財ベース金額が2倍になる（尼崎市試算）として推計	11,313	210
合計		13,630	252

※全中核市に対して行った基礎数値調査に基づいて尼崎市で試算。

※項目ごとに、集計可能な回答のあった中核市の数値のみを集計している。

- 中核市全体で、約**136億円**の新たな財政負担が発生。（1団体平均2.5億円）
- 特に、就園奨励補助金や公立保育所の影響額が大きく、新制度に移行していない幼稚園や公立保育所が多い中核市への財政的影響が懸念。
- 一方で、私立保育所・認定こども園については、これまで市独自で軽減していた保育料も国の無償化対象となる場合、財政負担が軽減されることとなる。
（私立保育所に限定すれば、6市を除きすべての中核市が財政負担の軽減）
- このほか、試算は困難だが、認可外施設や幼稚園の預かり保育等に係る無償化の影響も見込まれる。

消費税率引上げの使途と国・地方の配分割合

国の「経済政策パッケージ」において、消費税率2%分引上げの使途が示されているが、これは国・地方の合計値。現行法・平年度ベースで機械的に単純試算すると、国・地方の配分割合は次のとおりとなる。

消費税率引上げによる税収増		5兆円強	
使途の内訳	教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等	2.5兆円強	
	経済政策	幼児教育の無償化	1.7兆円程度
		待機児童の解消	
		保育士の処遇改善	
		高等教育の無償化	
介護人材の処遇改善			
その他	0.8兆円程度		
財政再建	2.5兆円強		

○国の取り分：3.5兆円程度
地方の取り分：1.5兆円程度
（うち地方消費税1.2兆円、地方交付税0.3兆円）

○国の取り分：1.2兆円程度
地方の取り分：0.5兆円程度
（うち地方消費税0.4兆円、地方交付税0.1兆円）

※中核市の地方消費税交付金増収見込額（推計値）
⇒約1,000億円

（参考）

社会保障財源として活用される、消費税率引上げ分の5%については、

- 国分：3.46%**（国税としての消費税率分3.80%、うち地方交付税法定率分▲0.34%）
- 地方分：1.54%**（うち地方消費税分1.2%、地方交付税分0.34%）

という形で国・地方へ配分がなされる。

（上記内容で国と地方の協議の場において合意し、関係法令が制定されている）

財源負担に関する論点整理

- 今回の幼児教育・保育の無償化においては、地方財政に負担を生じさせることなく実施する旨、かねてから要望してきたところ。
- とここで、ここに言う「地方財政に負担を生じさせることなく」には、2通りの解釈がある。

① 無償化に係る財政負担については、すべてを国庫支出金等でまかない、一般財源ベースの歳出に影響が出ないようにする。

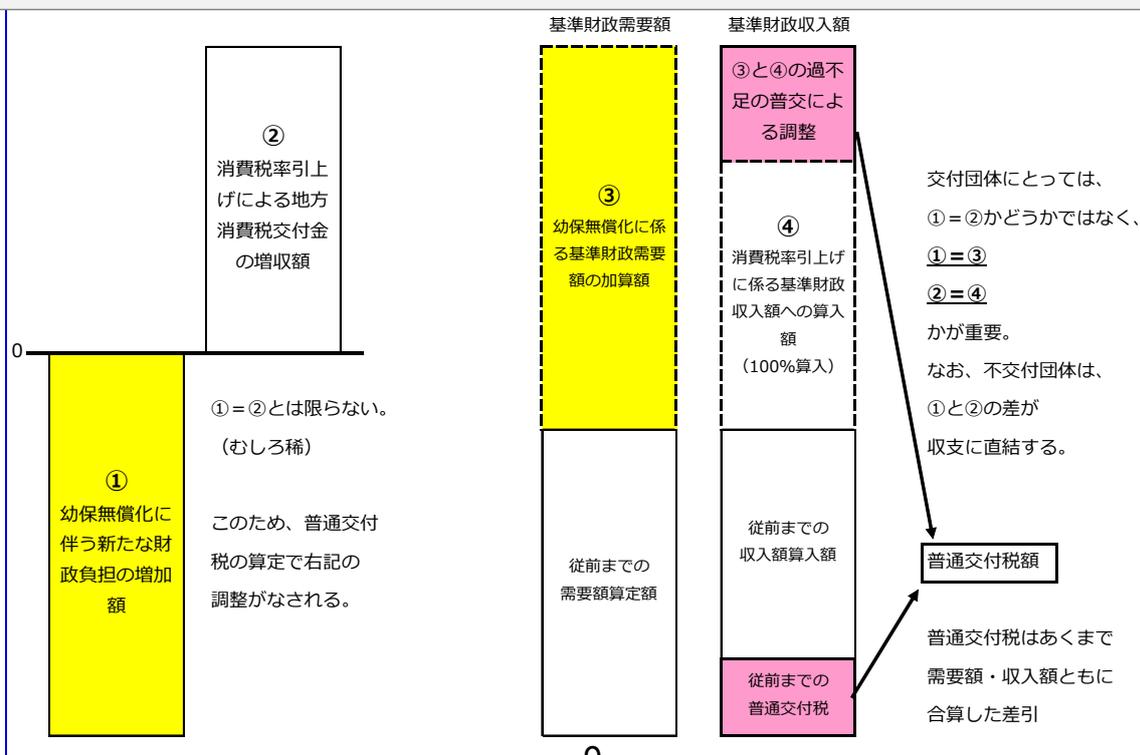
- 仮に無償化影響額のすべてが国庫支出金等で措置されれば、中核市に財政負担は一切生じない。
- 一方で、今回の施策の財源とされている消費税率引上げ分の中には、地方消費税や地方交付税の増収分も含まれている。
- すべてを国庫支出金等で措置すると、交付団体⇔不交付団体間の財政格差が拡大。
(交付団体は地方消費税の増収分が普通交付税の算定で相殺されるが、不交付団体は国庫支出金等も地方消費税も純増)

② 地方負担に対して地方消費税が充当されるとともに、普交の基準財政需要額で適切に算定されることで、結果として影響が出ない姿とする。

- 一般財源ベースで生じる地方負担について、これをまかなう形で地方消費税が充当されるとともに、個別団体の普通交付税の算定において適切に当該財政需要が措置されれば、結果として「新たな財政負担」は生じない。
- 交付税措置を活用することで、財政格差の拡大は一定抑制できる。
- 一方で、これらが適切に措置されても、地方一般財源総額が拡大しない場合、無償化に係る増算定が別項目の減算定で相殺され、地方が自由に使える財源が減少する。

普通交付税の算定を通じた財政調整のしくみ

- 一般論として、地方税の増収を財源に新たな政策に取り組み、これに係る地方負担が交付税措置される場合、団体ごとの財政的影響の考察に際しては、「①財政負担の増」「②税収の増」「③需要額の増に伴う普通交付税の増」「④税収の増に伴う普通交付税の減」の4点を漏れなく押さえた検討が必要。
- この4点すべてを合算した結果が±0であれば「新たな財政負担は生じない」と言えるのではないかな。



地方一般財源総額の同水準化と幼保無償化の関係

経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

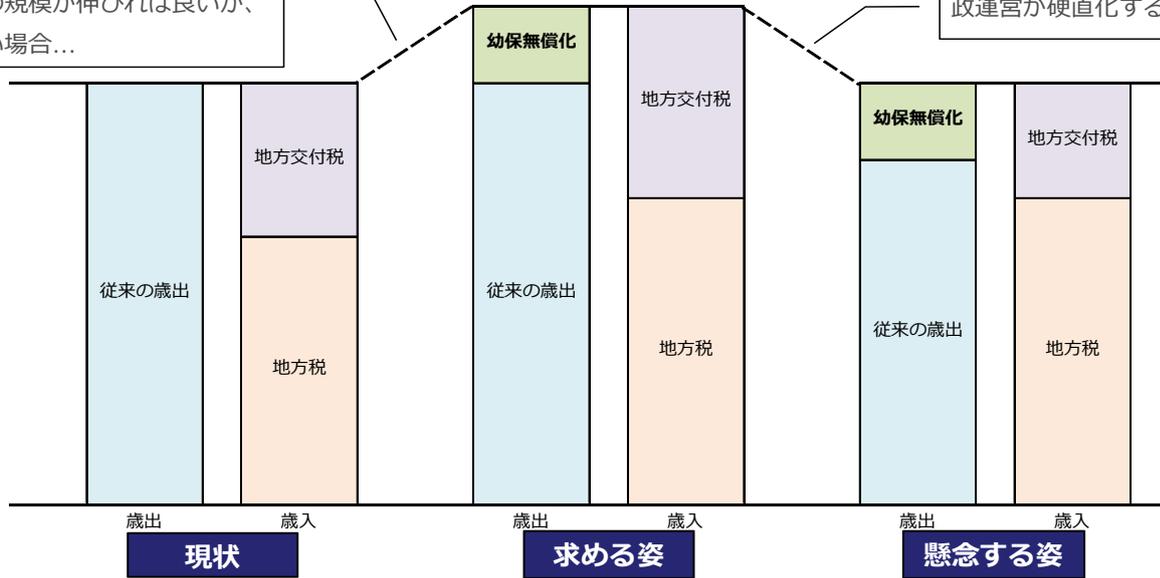
地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

地方財政計画におけるイメージ

※一般的に、普通交付税の算定は地方財政計画の考え方を踏まえて行われる。

幼保無償化に係る影響が積み上がり、地財の規模が伸びれば良いが、そうでない場合...

従来の歳出削減で調整され、地方の財政運営が硬直化する懸念。



⇒ 「実質的な同水準」のためには、地財計画の規模拡大等が必要。

財源負担のあり方に関する国への提言イメージ

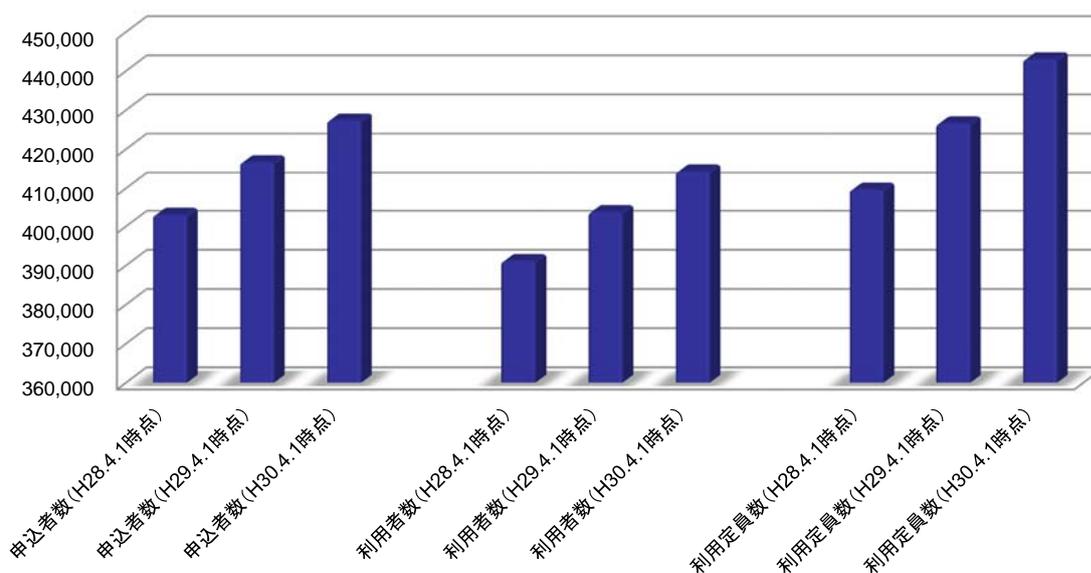
- 無償化に際しては、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすべき。特に、地方消費税交付金も財源となる形の場合、地方に新たな財政負担が生じない形にするためには、地方財政計画の規模拡大等が必要。
- 具体的な財源論の検討にあたっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なることを踏まえ、各市において財政負担が抑制されるような仕組みとすべき。（たとえば、公立保育所、新制度未移行の私立幼稚園が多い中核市は、財政負担が大きくなる）

本日のテーマ

1. 財源負担のあり方
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に向けた取組の一層の推進

中核市における申込者数等の状況

全中核市調査 集計結果(定量的項目)



- ① 2カ年で申込者数は約2万4千人、利用者数は約2万3千人増加
- ② 申込者数－利用者数は約1万3千人(未入所児童発生市は49市/54市)

無償化に伴う新たな中核市の事務負担について（主なもの）

- 認可外保育施設等の利用者に対する保育の必要性の認定に係る業務
- 認可外保育施設（の利用者）への補助金の支給に係る業務
- 認可外保育施設の事業者及び利用者の把握や管理に係る業務
- 認可外保育施設の届出に係る業務
- 認可外保育施設への指導監督に係る事務
- 認可保育施設（施設型給付費等）や他事業（一時預かり事業等）の無償化に係る業務

無償化先行実施団体に対するヒアリングの結果

- 既に先進的に（一部）無償化を実施している自治体に対してヒアリング調査を行った結果、次のことが明らかに。

A市の事例

- 今年度から4・5歳児の無償化を実施しているが、現状において、無償化の保育需要への影響までは分析できていない。
- **認可外保育施設も対象**としており、その補助金支給（個人への年1回の償還払い）に係る**事務量は増えている**。

B市の事例

- 29年度から全年齢区分で無償化を実施している。その結果、**支給認定者数は増加**。
【参考】2号認定者数の推移
H27:1,479人
H28:1,409人
H29:1,682人
H30:1,759人
- H29とH30の人口を比較すると、総数については▲121人の減である一方で、**0-5歳人口に限定すると+128人の増**となっている。

無償化に伴う待機児童対策等に関する国への提言イメージ

- 無償化による更なる保育需要の拡大が見込まれるので、無償化は待機児童の解消（発生予防）策と合わせて実施することが必要。
- 保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続、保育士不足への対応として更なる処遇改善等の推進などについて、国において引き続き財源措置が必要。

無償化に伴う事務負担などに関する国への提言イメージ

- 認可外保育施設等は、運営や利用実態が多様であるため、たとえば、給付方法を利用者への償還払いとした場合、その申請手続きや自治体の確認・支給など事務が膨大になることから、利用者、運営事業者及び自治体に煩雑な手続きを強いることがないようにすること。
- 無償化の実施に当たっては、システム改修や利用者・運営事業者への周知など、膨大な準備があることを踏まえ、自治体や運営事業者が万全な対応が出来るように実施スケジュールに十分な配慮が必要。
- 平成31年10月から実施を目指しているが、利用者負担額の決定が例年9月に行われることから実施スケジュールに十分な配慮が必要。

【議事 3-2】

地方への人材還流プロジェクトの進捗状況

【研究テーマ】地方における若者を中心とした人材の確保

1. これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備（4月～5月）

- ・活動計画(案)の作成。
 - ・地方における若者を中心とした人材の確保を促す取組を大きく3つの項目に分け、各項目に係る現状と課題を第1回会議の発言要旨として各市へ照会。
- ① 地方における若者の修学・就業の促進について
若者の東京一極集中，地方の特色ある創生のための大学振興，東京の大学の定員抑制及び地方移転の促進など
 - ② 企業の地方拠点の強化等について
地方への本社機能の移転，企業の地方における採用の拡大，若い女性の雇用など
 - ③ 地方移住の推進について
地方移住希望者への支援体制，地方居住の本格推進，「生涯活躍のまち」の推進，地域との多様な関わりの創出など

(2) 第1回プロジェクト会議（5月14日）

- ・活動計画(案)の承認。
- ・(1)の発言要旨を会議資料として，出席9市により取組状況の紹介，意見交換。

(3) 提言（骨子素案）の作成（6月～8月）

- ・第1回会議の資料及び各市の意見を基に要点を整理し，提言（骨子素案）を作成。
- ・提言（骨子素案）について各市へ意見照会し，意見を基に修正。

(4) 第2回プロジェクト会議（8月22日）

- ・提言（骨子案）を会議資料として，出席市により意見交換。

2. 今後の活動予定

8月～9月 第2回会議の意見を基に提言（案）を作成。

9月～10月 提言（案）について各市へ意見照会し，意見を元に最終案を調整。

10月19日 第3回プロジェクト会議で提言(案)について意見交換，案の承認。
中核市市長会議において提言の採択。 → 提言活動（11月）

【議事 3-3】

スポーツを核としたまちづくりプロジェクト活動経過報告

1 これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備（4月～5月）

- ・スポーツを核としたまちづくりに向けた現状と課題を探るため、プロジェクト構成市に対し、第1回プロジェクト会議の発言要旨として下記内容を照会
 - ①スポーツ関連施策の取り組み状況（ソフト面）
 - ②スポーツ関連施策の取り組み状況（ハード面）
 - ③スポーツを核としたまちづくりを推進する上での課題等
 - ④提言に盛り込むべき事項
- ・活動計画（案）の作成

(2) 第1回プロジェクト会議（5月14日）

- ・活動計画（案）の承認
- ・(1)の発言要旨を資料として、出席12市により現況・課題等について意見交換

(3) 提言素案の作成（5月～7月）

- ・国の施策及び構成市の意見をもとに論点を整理し、提言素案を作成
- ・担当者会議（7月23日）において論点と提言素案を説明、意見を集約
- ・担当者会議開催に併せて、スポーツを核としたまちづくりに向けた国の動向や他の地方公共団体の好例を研究するため、㈱日本政策投資銀行 地域企画部 桂田氏を講師として招聘し、担当者向けに講演会を実施
- ・提言素案について構成市へ意見照会

(4) 第2回プロジェクト会議（8月22日）

- ・論点整理、提言素案及び素案に対する構成市からの修正意見をもとに意見交換

2 今後の活動予定

- 9月～10月
- ・第2回プロジェクト会議の意見をもとに提言素案を修正し提言案を作成
 - ・活動報告案を作成

- 10月19日
- ・第3回プロジェクト会議において提言案及び活動報告案に関し意見交換
 - ・中核市市長会議においてプロジェクト活動報告及び提言案の採択

- 11月
- 提言活動

【議事4】

公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請（案）

学校施設は児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時の重要な拠点であるとの認識のもと、各自治体においては、構造体及び非構造部材の耐震対策を優先的に進めてきたところである。また、老朽化した学校施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など様々な課題に対応するため、計画的な改修・整備を推進している。

そのような中、今年は記録的な猛暑が続き、教室をはじめ学校施設内の気温も上昇し、各学校の教室内の WBGT（暑さ指数）の数値が危険指数と言われる 31 度を超える学校が多数見受けられるなど、授業をはじめ学校生活を送るにも厳しい状況となり、児童生徒に対する熱中症対策が喫緊の課題となっている。

また、市民や保護者からも、児童生徒の安全を心配し、学校施設への空調設備の設置を願う声が、各自治体に多数寄せられているところであるが、全国の中核市の公立学校においては、未だ普通教室等への空調設備の完全設置には至っていない現状がある。

児童生徒が安全安心に、集中して学習に取り組める環境を整えるためには、空調設備の設置は必要不可欠であり、各自治体では学校施設整備の優先順位の見直しが急務となってきている。

ついては、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- 1 学校施設への空調設備の設置に関し、学校施設環境改善交付金を確実に交付するとともに、算定割合の嵩上げや算定方法の見直しを検討すること。
- 2 公立学校施設における良好な教育環境の整備を計画的に進められるよう、必要な財源を着実に確保すること。

平成 30 年 8 月 日

中核市市長会

中核市における小中学校の空調設備設置状況

○全中核市の小中学校全教室の空調設置率は普通教室で54.6%、特別教室で41.0%と、半数近くが未設置の状況。また、体育館では僅か2.1%に留まる。

○自治体別でも空調設置率が50%に満たない市が半数を超える状況（中学校普通教室を除く）

⇒学校施設への空調設備の設置は中核市の全国的な課題となっている。

（平成30年9月1日現在見込み）

空調設備設置状況	小学校				中学校				小中学校合計			
	普通教室	特別教室	体育館	小計	普通教室	特別教室	体育館	小計	普通教室	特別教室	体育館	合計
全教室数（教室）	43,853	33,978	2,713	80,544	18,006	25,664	2,158	45,828	61,859	59,642	4,871	126,372
設置済室数（教室）	22,930	14,231	48	37,209	10,848	10,224	52	21,124	33,778	24,455	100	58,333
空調設置率（%）	52.3%	41.9%	1.8%	46.2%	60.2%	39.8%	2.4%	46.1%	54.6%	41.0%	2.1%	46.2%

（平成30年9月1日現在見込み）

自治体別設置状況	小学校			中学校		
	普通教室	特別教室	体育館	普通教室	特別教室	体育館
100%設置の市	23	3	1	27	3	1
100%未満～75%以上の市	3	5	0	3	3	0
75%未満～50%以上の市	0	13	0	0	13	0
50%未満～25%以上の市	1	18	0	1	15	0
25%未満～10%以上の市	4	6	0	3	12	1
10%未満～0.1%以上の市	19	8	6	14	8	7
未設置の市	4	1	47	6	0	45
中核市数	54	54	54	54	54	54

空調設置率が50%に満たない市が半数を超える。
（中学校普通教室を除く）

【議事5】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

1. 平成30年度の取組

(1) 世話役議員との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催

日 時：平成30年8月22日（水） 12時～13時

場 所：ルポール麹町 3階 ガーネット

出席者：世話役議員 6名, 中核市市長会 6名

(2) 会員勉強会の開催

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日時：平成30年11月中旬 ※調整中

場所：調整中

(3) 情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（定期発信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書の配付

2. 会員加入状況及び世話役

〈会員加入状況：H30. 8. 10 現在〉

政党名	衆議院	参議院	計
自由民主党	67	55	122
公明党	6	13	19
国民民主党	13	13	26
立憲民主党	8	3	11
日本維新の会	1	4	5
希望の党	0	2	2
日本共産党	2	0	2
自由党	0	1	1
三重民主連合	1	0	1
無所属	7	6	13
計	105	97	202

〈世話役〉

区 分	自由民主党	公明党
会 長	(衆) 衛藤 征士郎	—
幹 事	(衆) 加藤 勝信	(衆) 古屋 範子
幹 事	(参) 金子 原二郎	(参) 西田 実仁
副幹事	(参) 江島 潔	(参) 谷合 正明
副幹事	(参) 古賀 友一郎	—

(敬称略)

【議事 6】

地方分権改革に関する提案募集について

「平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応については、前回（5月14日開催）の総会で、提案項目を2件選定し、提案を行っている。

内閣府では、地方からの提案に対し、有識者会議・専門部会の合同会議等を経て、本会からの提案項目2件について、次のように整理されたことから報告するもの。（会員市に対しては、既に文書等で周知済）

① 認定こども園に係る施設整備財源（文科省の認定こども園施設整備交付金、厚労省の保育所等整備交付金）の一元化

⇒ 内閣府と関係府省とで調整に入り、一定の改善が図られているなどから、今後、新たな支障事例等が生じた場合等に、調整の対象とするもの。

（補足説明）・平成 29 年提案募集において、内閣府と関係府省との間で調整を行い、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされるなど、一定の改善が図られている。

② PFI を活用して集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合は、公共施設等適正管理推進事業債を利用した施設整備と同等の交付税措置があることの明示

⇒ 現行制度で対応可能であることから、対象外とするもの。

（補足説明）・現行制度で対応可能であり、公共施設等適正管理推進事業債を使って施設整備に係る費用を公共が調達した上で、PFIに係る交付税措置を申請することも理論上可能であることから、対象外とする。

【議事 7】

中核市市長会「税制改正要望」について

1 要望事項の募集・選定の検討

(1) 要望事項の作成の考え方

例年の要望状況、会員市への要望案の募集や本会の他の提言等との整合性の検討等を通じて、要望内容の充実を図る。

(2) 要望案募集の実施について⇒下記①～③まで実施済み

- ① 様式(案)の検討・作成…5月下旬まで中核市市長会事務局及び中核市市長会東京事務所と協議し決定
- ② 要望案の募集…5月23日～6月15日
- ③ 要望案の整理1)…7月中(同種の要望事項の確認・整理、一覧作成等)
⇒取りまとめ結果については別紙資料参照
- ④ 要望案の整理2)…8月中(昨年度までの中核市市長会税制改正要望の選定基準^(※)等を参考に、要望案を絞り込む(要望案の数は昨年度の実績をベースとし、今後の税制改正の動きを見定めつつ、他の提言等(「国の施策及び予算に関する提言」)幹事市の検討内容との整合性を確認)

(※)〈参考〉中核市市長会税制改正要望の選定基準

- ・地方税に大きな影響があるもの(増減の大きいもの)。
- ・中核市において影響があるもの(特に減要因となるもの)。
- ・中核市市長会において継続して要望しているもの。
- ・中核市のみならず他団体においても継続して同様の要望をしているもの。

2 今後の予定

- 8月22日の市長会議において、募集した要望事項について整理した内容を発表。
- 8月中を目処に要望事項の絞り込み、国における各省要望を確認し、必要があれば要望事項を修正・加除する項目を決定。(9月上旬を目処)
- 各市からの要望事項と各省要望事項の整合を図り、中核市市長会としての税制改正要望(草案)を策定。(9月中旬を目処)
- 各市へ意見照会。(9月下旬を目処)
- 各市の意見を取りまとめ、草案へ反映、原案作成。(10月上旬を目処)
- 会長市及び役員市へ原案を照会し、最終調整を図り決定。
- 中核市市長会議(10月19日)で最終案を決定。
- 与党・政府関係機関への要請活動日程決定後、実行。(11月上～中旬を目処)

3 懸案事項

近年の税制改正は、複雑で多様な税制改正内容となっており、より納税者が理解しづらくなっていることから、今後の税制改正は、従前の制度維持を図りながら(税収の確保)、「税制の簡素化」に向けた整理合理化を図っていただくことです。

今後は、各省要望の内容確認とともに、国の動向も注視し、要望案の作成を行う。

要望案の取りまとめ結果について

＜表1＞ 募集結果

・全会員市に照会し、15項目の要望事項の提案があった。

税目	項目件数	件数
個人住民税・所得税	1	2
個人住民税	3	3
法人課税関係	3	3
車体課税関係	1	1
固定資産税ほか	4	5
国保税関係	2	3
その他	1	1
計	15	18

＜表2＞ 要望案の内容

税目	件名	要望事項	提案市
個人所得住民税	未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除の適用について	現在、未婚のひとり親家庭の母又は父は、婚姻関係にある配偶者と死別・離別した者に適用される税法上の寡婦（夫）控除を適用対象外であるが、今後、未婚のひとり親家庭の母又は父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。	豊田市 尼崎市
個人住民税	上場株式等の配当所得等に係る個人住民税課税方式選択の簡素化について	所得税確定申告書の「住民税に関する事項」に上場株式等の配当所得等に係る「住民税課税方式選択記載欄」を設けることにより、個人住民税申告書の提出が不要となるように見直すこと。	前橋市
	特別徴収義務者が申告するeLTAXの給与支払報告書のフォーマット上での普通徴収の申出理由の選択肢設定及び申出理由の記号の運用の統一について	eLTAXの給与支払報告書のフォーマット上での普通徴収の申出理由の記号の選択肢（普A～普Fなど）の入力欄の設定及びその記号に対応する申出理由を全国的に統一すること。	前橋市
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し	ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補てんするなど、所要の措置を図ること。	松江市
法人課税関係	法人住民税の減収分について	消費税率10%への引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、法人事業税交付金制度の創設時期が平成31年10月まで延期されたことから、平成27年度並びに平成28年度税制改正における一連の法人税率引下げに伴う法人住民税の平成28年度以降の全ての減収分について、代替財源を確保すること。	郡山市
	地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映	法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、大企業の多くの支店が集中するなど、地域において中核的な機能を有する中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。	郡山市
	法人市民税の中間申告納付制度について	法人市民税の中間申告納付された税額を還付する場合については、還付加算金の適用を除外するなど、法人市民税の中間申告制度を見直すこと。	八王子市
車体課税	自動車税・自動車取得税の環境性能割の創設に伴う代替財源の確保について	自動車取得税廃止に伴う自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設について、適切な見直しを図ること。	岐阜市
固定資産税ほか	固定資産税の安定的確保について	固定資産税制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。なお、平成30年度税制改正において創設された生産性革命の実現に向けた償却資産に対する固定資産税の特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来を持って確実に終了すること。	豊中市 旭川市
	自治体が参酌基準と異なる軽減割合を定めた場合の財政措置について	各自治体が条例で定める「わがまち特例」により、参酌基準と異なる軽減割合を定めた場合、自治体の歳入への影響が生じないよう国が財政措置を講じること	八王子市
	待機児童対策における認可保育所設置促進のための税制上の措置について	認可保育所等の設置を促進するべく、待機児童解消に向けて保育所用地として土地を貸し付ける場合、その所有者が負担する固定資産税・都市計画税を法律に基づいて一定期間軽減するとともに、当該減収額について財政措置を講じること。	尼崎市
	固定資産税の相続人に対する課税に係る規定の整備について	所有者死亡により相続人に課される固定資産税については、多くの潜在的な非効率や不合理が存在することから、税務事務合理化による早期確実な収収確保及び納税者負担の適正化のため、必要な規定の整備を行うこと。	前橋市
国保税	国民健康保険税の軽減判定所得の算定見直しについて	国民健康保険税の軽減判定所得の計算方法は、過大に複雑かつ専門的とならないよう、実務上の制約を踏まえ、より簡素・簡易なものとなるよう、制度の見直しを図ること。	いわき市 前橋市
	国民健康保険税の連帯納税義務について	地方税法第703条の4により国民健康保険税の納税義務者は世帯主となっているが、担税能力のある被保険者ごとに納税義務又は連帯納税義務を課す制度へ見直すこと。	前橋市
その他	所有権留保付き自動車の割賦代金完済後の所有権移転登録について	登録自動車における所有権の取扱いは滞納処分執行逃れも可能であり、所有権留保解除手続きの見直しはもとより、割賦販売契約代金完済の前後を問わず、所有権の実態に合致する制度へ見直すこと。	西宮市

平成30年度 指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業

1 三市長会連携事業

(1) 三市長会共同提言（9月27日）

- ・提言書案の意見照会（一次照会）実施：8月1日～8月10日

【提言項目案】

- ・三市長会との定期的な協議の場の設置
- ・地方創生の一層の推進
- ・地方制度改革の一層の推進
- ・地方税財政制度の再構築
- ・災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

<今後の進め方>

- ・提言書案の意見照会（二次照会）（8月23日～30日予定）
- ・会長・連携担当市長会議（9月27日）で最終確認後に提言活動

(2) 市長会議

ア 連携担当市長会議（7月24日）

各市長会の連携担当市長による会議（新潟市、豊田市、一宮市）

【議事】

- ・三市長会共同提言案の内容について

イ 会長・連携担当市長会議（9月27日：同日提言活動を実施予定）

(3) 経済団体との連携

①対象団体

日本経済団体連合会、日本商工会議所（以下「日商」）、経済同友会

②経済団体との連携（交流）事業

日商：各自治体と商工会議所との連携優良事例の共有（後日、事例集収依頼予定）

③今後の連携（交流）事業案

経済同友会：経済同友会の部会研修会への参加

(4) 三市長会連携職員勉強会（回数、時期未定）

(5) その他

- ・緊急要請等（必要に応じて実施）

2 中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業

(1) 中核市サミット、全国施行時特例市市長会秋季総会への相互参加

- ・両市長会の役員市長等が相互に参加予定

中核市サミット（10月18日～19日）※平成30年7月豪雨により開催取止め

全国施行時特例市市長会秋季総会（10月24日～25日）

(2) その他

- ア 共同提言・緊急要請等（必要に応じて実施）

- イ 合同役員・連携担当市長会議（本日）

・中核市市長会・全国施行時特例市市長会役員及び連携担当による会議

【議事 9】

平成30年7月30日

中核市市長 各位

中核市市長会会長
(中核市サミット開催市)
倉敷市長 伊東 香織
(職 印 省 略)

「中核市サミット2018 in 倉敷」開催の中止について（お知らせ）

貴職におかれましては、時下ますます御清祥のことと拝察申し上げます。

まずもって、この度の平成30年7月豪雨による倉敷市真備町の災害では、多くの中核市様より支援物資の提供や職員皆様の派遣をいただき、復旧・復興への大きな力添えを賜っておりますことに心より感謝申し上げます。本来なら拝眉の上、お礼を申し上げるべき所と存じますが、まずは書中をもってお礼申し上げます。

今回の災害は、本市にとりましての未曾有の大災害であり、被災された方々への十分な対応が難しいなかで、中核市の皆様方からの応援は、本当に有難く勇気づけられており、一刻も早く、被災された皆様が元の穏やかな生活を取り戻されるよう全力で取り組んでいるところであります。

つきましては、7月5日に御案内したばかりのところですが、「中核市サミット2018 in 倉敷」は、本災害への復旧・復興を優先させて頂きたく、苦渋の決断ではございますが開催を中止させていただきたく存じます。

中核市市長様、また事務担当者の皆様には、参加に向けた調整をいただいておりますのに大変恐縮いたしますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、中核市サミットに併せて開催予定でありました「中核市市長会議 in 倉敷」及び「第3回プロジェクト会議」については、現在、東京での開催に向けて調整しております。詳細が決定しましたら、改めて御連絡申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地
中核市市長会倉敷市サミット開催事務局
(倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室内)
担当：有本、仲
TEL：086-426-3055 FAX：086-426-5131
Eメール：plnpol@city.kurashiki.okayama.jp
LG専用：lg-plnpol@city.kurashiki.lg.jp

【議事10】

「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について

中核市市長会総会後の進捗状況

時期	活動内容
5月17日	参加意向調査を実施し、 <u>49市（会員市全体の約91%）が参加の意向を示される。</u> ⇒49市を構成市として研究会の活動を開始する。
6月11日	事務局として、 <u>総務省地域情報政策室（室長、室長補佐ほか）を訪問し、本研究会の趣旨や概要などについて説明する。</u> ⇒先方より <u>研究会設置の歓迎とともに最大限のバックアップを約束される。</u>
6月上旬～	<p>【主な協議・実施事項】</p> <p>① 調査・研究事項及び進め方についての協議（6月6日～25日）</p> <p>② 構成市への照会項目（中核市間で情報共有すべき内容）等についての協議 （6月26日～8月16日）</p> <p>③ RFI（事業者への情報提供依頼）に向けての協議（7月3日～25日）</p> <p>④ RFIの公告の実施（7月30日～8月6日） ⇒<u>16社が参加を表明。多くの事業者が関心を示した。</u> <u>参加事業者には、共同クラウドの検討に必要な情報（以下の項目）を回答いただく。</u>（回答期日：8月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド導入によるコスト削減効果 ・個別カスタマイズの抑制に向けた手法 ・近隣の小規模自治体との共同クラウドの実現可能性 ・パッケージシステムの保有状況（導入実績）・機能概要 など <p>⑤ <u>簡易検索ツール※作成に向けた協議</u>（8月7日～継続協議中） ※ 将来的に中核市間でシステムの共同化を検討する際のデータとしてシステム形態や更新時期等について一覧として整理するもの</p>
8月22日	中核市市長会議での中間報告【本日】
8月下旬～ 3月末	<p>【今後の主な協議・実施事項】</p> <p>① <u>簡易検索ツール作成に向けた協議の継続と成果品提供</u>（8月下旬～9月末）</p> <p>② RFIの回答内容の取りまとめと会員市への情報提供（8月下旬～9月末）</p> <p>③ <u>中核市共通のシステム調達仕様書（サンプル）の作成</u>（10月～12月末） ※住民基本台帳システムを共同で調達することを想定</p> <p>④ <u>2回目のRFI（1回目の疑問点の確認、③で作成した仕様書の見積額の積算 等）の実施と会員市への情報提供</u>（1月～3月末）</p>
10月19日	中核市市長会議にて研究成果等を報告